

2015年（平成27年）9月3日

大阪刑務所長 殿

大阪弁護士会
会長 松 葉 知 幸

勸告書

申立人A氏（以下「申立人」という。）より、当会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立がありました。

当会人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、人権侵害のおそれがあると認めましたので、以下のとおり勸告します。

第1 勸告の趣旨

- 1 大阪刑務所所内生活の手引きの39頁・第19の第3項（3）刑事施設の長に対する苦情の申出のウ（ウ）の規定を「作成を終えたときは、その旨を職員に申し出、職員の面前で、苦情の申出の書面を私物の封筒に入れ、自ら封をして提出しなさい。封筒には、苦情の申出の書面以外のものを封入してはいけません。提出された封筒は、受領した職員から所長に手交します。」と変更すること
- 2 当該規定の変更に伴い、受刑者が作成した所長に対する苦情の申出の書面を所長以外の職員が受領する場合には、受刑者からの申出の有無に関わらず、必ず受刑者に職員の面前で私物の封筒に封入・封緘させ、これを受領した職員が所長に手交する運用に改めることを勸告する。

第2 勸告の理由

1 認定した事実

貴所からの回答及び大阪刑務所所内生活の手引きの39頁・第19の第3項（3）ウ（ウ）によれば、「ウ（ウ）作成を終えたときは苦情の申出の書面を職員に提出しなさい。苦情の申出の書面以外の書面を併せて提出することは認めません。」と記載されているところ、貴所においては、受刑者が所長に対する苦情の申出の書面の提出を申し出た場合、当該書面を受領する職員の階級は特定されていないこと、被収容者の処遇を管轄する監督職員が提出手続きを行う運用になっていること、申立人が作成した書面に

については、申立人の居室棟担当職員の立会いのもと申立人の処遇を所管する主任矯正処遇官が受け取っていること、被収容者が私物の封筒を使用することは禁止されておらず、被収容者が不服申立書面を糊付けして封緘したいと申し出た際は必ず監督職員の面前で封緘させるとの運用になっているものの、被収容者から封入・封緘の申出がない限り、所長以外の職員が受領する場合であっても必ず封入・封緘させる運用になっていないことが認められる。

2 当会の判断

(1) 刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律（以下「法」という。）

第168条第1項は、被収容者の刑事施設の長に対する口頭または書面による苦情の申出を認めている。同条第3項は、口頭による場合には刑事施設の長が指名する職員にその内容を聴取させることができる旨規定しているところ、この規定の趣旨は、苦情の申出が口頭による場合でも刑事施設の長が自ら被収容者と面接して聴取しなければならないのが本来であるが、すべての場合に刑事施設の長が自ら聴取しなければならないとすることは現実問題として困難であるため、口頭による場合に限り例外的に職員に聴取させることができるというにすぎないものである（林眞琴他「逐条解説 刑事収容施設法」882頁）。

なお、法第169条の秘密申立ての規定中に刑事施設の長に対する苦情の申出は含まれていないが、それは口頭による場合には刑事施設の長が指名する職員による聴取があり得るがゆえに明記されていないにすぎない。刑事施設の長に対する苦情の申出にも秘密申立ての保障が及ぶのは当然であり、刑事施設の長及び口頭での苦情の申出を聴取する職員以外の職員には秘密にすることができるように必要な措置を講じることが求められる（林眞琴他「逐条解説 刑事収容施設法」885頁）。

したがって、書面による苦情の申出の場合に刑事施設の長以外の職員が介することを認めるべき理由はなく、書面による苦情の申出の場合には、当該書面は刑事施設の長のみがその内容を確認できる体制を構築することが当然に求められる。

(2) 貴所の現在の運用は、所長以外の職員が苦情の申出の書面を受領する場合に必ず受刑者に封入・封緘させる扱いになっておらず、かかる運用は、受刑者に苦情の申出の書面の内容が所長以外の職員の目に触れるおそれがあるとの懸念を生じさせ得るものであるから、これが受刑者に所長に対する書面による苦情の申出をなすことを躊躇させる萎縮効果をもたらしていることは明らかである。

まして、法が「自己が受けた処遇について」（法第168条第1項）の苦

情の申出を想定しているにもかかわらず、まさに申立人の処遇を所管する主任矯正処遇官が苦情の申出の書面を受領することを認める貴所の現在の運用は、受刑者に自己が受けた処遇に関する苦情の申出をなすことを躊躇させるおそれが大きいものであって、刑事施設の長に対する苦情の申出の制度の趣旨を没却させる危険性が高いものとなっている。

本件においては、苦情の申出の書面を所長以外の職員が現に目を通して申立人の人権を侵害した事実があるとまでは認められないものの、貴所の現在の運用自体が被収容者の救済制度として刑事施設の長に対する書面による苦情の申出を認める法の趣旨を没却する人権侵害のおそれの大きいものとなっているといわざるを得ない。

(3) そこで、貴所において、受刑者が所長に対する苦情の申出の書面の提出を申し出た場合に所長以外の職員がこれを受領して提出手続きを行うことを想定するのであれば、法務大臣、監査官に対する苦情の申出の場合と同様、書面受領時に受刑者に必ず私物の封筒に封入・封緘させ、これを受領した職員が当該書面の内容を目にすることなくそのまま所長に手交する運用に改める必要がある。

具体的には、大阪刑務所所内生活の手引きの39頁・第19の第3項(3)刑事施設の長に対する苦情の申出のウ(ウ)の規定を、法務大臣、監査官に対する苦情の申出の場合と同様、「作成を終えたときは、その旨を職員に申し出、職員の面前で、苦情の申出の書面を私物の封筒に入れ、自ら封をして提出しなさい。封筒には、苦情の申出の書面以外のものを封入してはいけません。提出された封筒は、職員から所長に手交します。」と変更し、変更後の手引きに従った運用に改めるべきである。

なお、書面による苦情の申出の場合には、刑事施設の長が自ら書面を受け取る体制を構築することが本来求められるが、必ず受刑者の私物の封筒に封入・封緘させたうえ、これを受領した職員がそのまま所長に手交する運用に改めるのであれば、所長以外の職員への秘密性の担保として十分であるため、受領する職員の階級・職責を制限することまでは求めない。

第3 結論

したがって、当会は、貴所に対し、①大阪刑務所所内生活の手引きの39頁・第19の第3項(3)刑事施設の長に対する苦情の申出のウ(ウ)の規定を「作成を終えたときは、その旨を職員に申し出、職員の面前で、苦情の申出の書面を私物の封筒に入れ、自ら封をして提出しなさい。封筒には、苦情の申出の書面以外のものを封入してはいけません。提出された封筒は、受領した職員から所長に手交します。」と変更すること、及び②当該規定の変更に伴い、受刑者が作成した所長に対する苦情の申出の書面を所長以外の職員

が受領する場合には、受刑者からの申出の有無に関わらず、必ず受刑者に職員の前で私物の封筒に封入・封緘させ、これを受領した職員が所長に手交する運用に改めることを勧告する。

以上